

菊川市水道事業

第4回 水道料金審議会資料

答申案の整理及び料金改定スケジュールについて

令和8年7月

菊川市生活環境部水道課

目 次

1. 現行料金における基本料金設定の経緯（補足説明）	1
1.1 旧 2 町料金体系	1
1.2 基本料金の成り立ちについて（再確認）	2
1.3 断面積比と理論流量比の違い	4
1.4 料金増加率の比較	4
1.5 理論流量比の採用理由	6
2. 答申案について	7
2.1 答申の結論	7
2.2 答申理由	8
3. 条例改正案（本文案）について	13
4. 水道料金改定スケジュール	15
4.1 全体スケジュール（請求月ベース）	15
4.2 新料金が初めて反映される請求月	16

1. 現行料金における基本料金設定の経緯（補足説明）

前回の審議会における質疑の内容を考慮し、基本料金の算定方法と補正の必要性について改めて整理します。

1.1 旧 2 町料金体系

現行の料金体系は、旧菊川町及び旧小笠町の合併による新菊川市の誕生に伴い、新たな統一料金の設定を目的に、平成 21 年度に開催された「菊川市水道料金等審議会」において決定され、その後の議会にて承認されたものです。

それまで旧 2 町における料金体系は以下に示すとおりで、基本料金は単一料金、従量料金は水量別逦増型従量料金の採用が図られていました。

菊川上水道（2 か月当たり：税込）

給水種別	料金区分		料金(円)
一般給水	基本料金	使用水量 16m ³ 以下	2,394
	従量料金 (1 m ³ につき)	使用水量 17m ³ から 50m ³ まで	189
		使用水量 51m ³ から 100m ³ まで	210
		使用水量 101m ³ から 200m ³ まで	231
		使用水量 201m ³ 以上	241.5

小笠上水道（2 か月当たり：税込）

給水種別	料金区分		料金(円)
一般給水	基本料金	使用水量 16m ³ 以下	2,394
	従量料金 (1 m ³ につき)	使用水量 17m ³ から 100m ³ まで	189
		使用水量 101m ³ から 200m ³ まで	210
		使用水量 201m ³ 以上	236.25

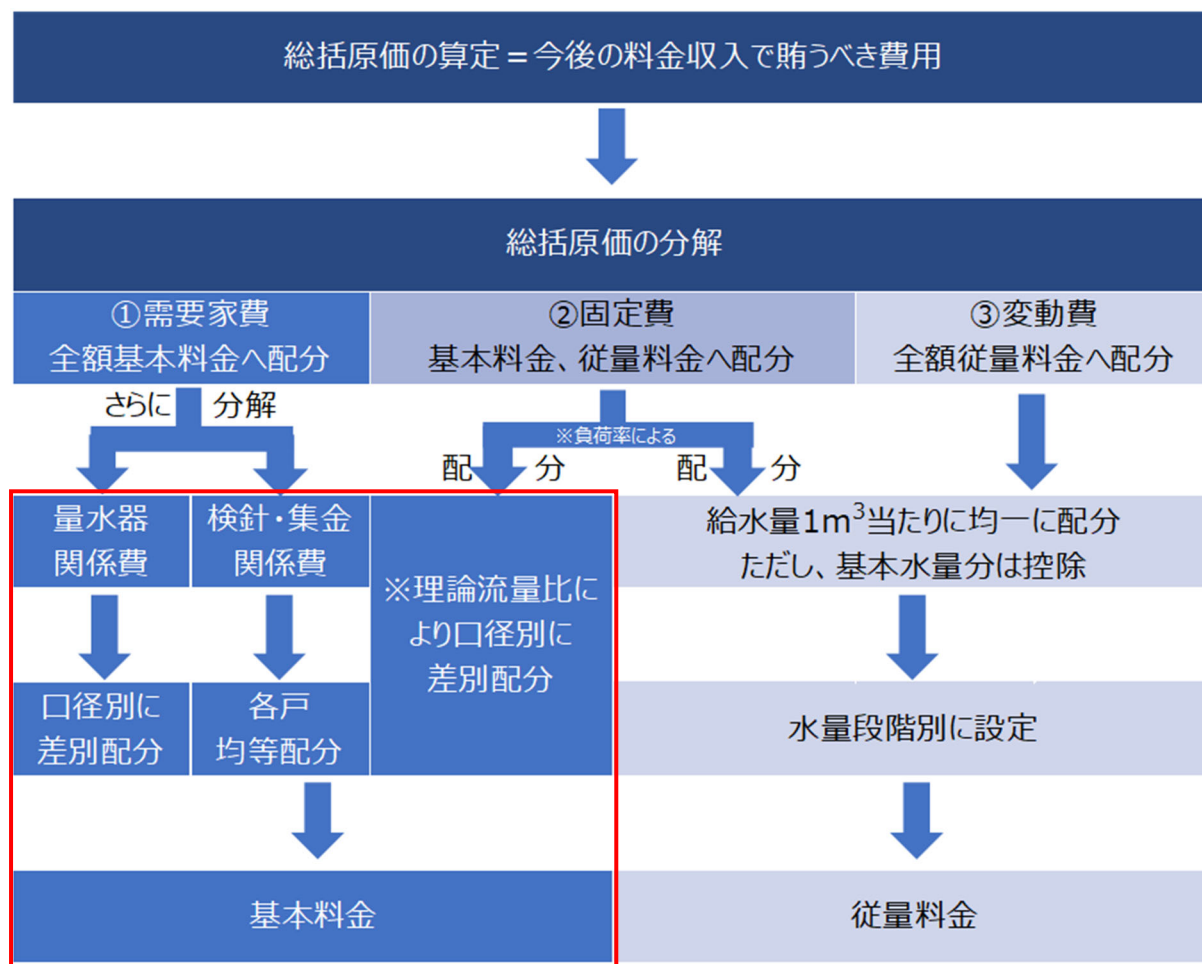
当時、旧 2 町では基本料金について口径別の差別配分が十分に行われていなかったことから、新たな口径別基本料金の設定では急激な負担差を避ける必要がありました。

このため、周辺市町との比較や利用者負担への影響を踏まえ、固定費部分の基本料金配分には「断面積比」を用いた料金体系が採用されました。

したがって、現行料金は、合併時の料金統一と負担調整を重視した料金体系であったと整理できます。

1.2 基本料金の成り立ちについて（再確認）

基本料金は、総括原価のうち、量水器関係費、検針・料金徴収関係費からなる需要家費と、負荷率により基本料金へ配分された固定費を原資として算定します。



※負荷率 = $1 \text{ 日平均配水量} \div 1 \text{ 日最大配水量} \times 100 = 73.22\% \rightarrow \text{従量料金へ}$
 $26.78\% \rightarrow \text{基本料金へ}$

※理論流量比：管の大きさによる相対的な流量の比率

このうち、量水器関係費、検針・料金徴収関係費の配分方法は平成 21 年当時も同様の手法を採用していました。一方で、負荷率により配分された固定費の基本料金への配分方法は、今回の検討においては「水道料金算定要領：日本水道協会」に基づき、理論流量比を採用しました。

(1) 需要家費の配分方法（再確認）

1) 量水器関係費：量水器の価格指数により口径別差別配分

口径	量水器設置 個数(a) (件)	量水器購入 価格指数 (b)	口径別総合配分率		量水器関係費の配分	
			(a) × (b)	左の 百分比	総 額 (c) (円)	1 件当たり月額 (c) / (a) / 12 (円)
φ 13, 20	100, 381	1. 00	100, 381	89. 70%	110, 808, 204	92
φ 25	1, 243	1. 27	1, 579	1. 40%	1, 729, 448	116
φ 30	482	2. 89	1, 393	1. 20%	1, 482, 384	256
φ 40	444	6. 15	2, 731	2. 40%	2, 964, 768	556
φ 50	350	9. 16	3, 206	2. 90%	3, 582, 428	853
φ 75	64	22. 66	1, 450	1. 30%	1, 605, 916	2, 091
φ 100	36	32. 78	1, 180	1. 10%	1, 358, 852	3, 145
計	103, 000		111, 920	100. 00%	123, 532, 000	

2) 検針・料金徴収関係費：水道使用者に均等配分

項 目	総 額	1 件 1 月当たり配分 額	備 考
メータ検針 料金徴収関係費	277, 169 千円	224 円	1 件 1 月当たり配分額の算定式 $\frac{\text{検針・集金関係費}}{\text{量水費設置個数} \times 12 (\text{月})}$

(2) 固定費の配分方法（再確認）

1) 基本料金分：理論流量比により差別配分

口径	量水器	※理論 流量比 (b)	口径別総合配分率		固定費の配分	
	設置個数 (a) (件)		(a) × (b)	左の 百分比	総 額(c) (円)	1 件当たり月額 (c) / (a) / 12 (円)
φ 13, 20	100, 381	1. 00	100, 381	87. 10%	1, 063, 335, 962	883
φ 25	1, 243	1. 80	2, 237	1. 90%	23, 195, 618	1, 555
φ 30	482	2. 90	1, 398	1. 20%	14, 649, 864	2, 533
φ 40	444	6. 19	2, 748	2. 40%	29, 299, 728	5, 499
φ 50	350	11. 13	3, 896	3. 40%	41, 507, 948	9, 883
φ 75	64	32. 34	2, 070	1. 80%	21, 974, 796	28, 613
φ 100	36	68. 91	2, 481	2. 20%	26, 858, 084	62, 171
計	103, 000		115, 211	100. 00%	1, 220, 822, 000	

1.3 断面積比と理論流量比の違い

現行料金		新 料 金	
口径 (mm)	断面積比	口径 (mm)	理論流量比
φ 13, 20	※1.00	φ 13, 20	※1.00
φ 25	1.56	φ 25	1.80
φ 30	2.25	φ 30	2.90
φ 40	4.00	φ 40	6.19
φ 50	6.25	φ 50	11.13
φ 75	14.06	φ 75	32.34
φ 100	25.00	φ 100	68.91

※ φ 20mm を基準とする。

区分	断面積比	理論流量比
考え方	管の断面積に応じた配分	口径ごとの給水能力を反映した配分
料金への影響	大口径の基本料金差が比較的抑えられる	大口径ほど基本料金が高く出やすい
現行料金での意味	合併時の負担調整に適していた	原価配賦の考え方を反映しやすい
「水道料金算定要領」における位置づけ	基準となる考え方ではない	基準となる考え方

1.4 料金増加率の比較

断面積比は、理論流量比と比べると口径ごとの給水能力を反映しにくい面がありますが、合併時における急激な負担増を抑える観点から、当時の料金統一において一定の合理性があったものと整理できます。

(1) 旧料金⇒現行料金 増加率

2 か月当たり：税込

口径 (mm)	旧基本料金 (円)	現行基本料金 (円)	増加率 (%)
φ 13	旧菊川町 全口径一律 2,394	2,514	5.0
φ 20			
φ 25		2,872	20.0
φ 30		4,142	73.0
φ 40	旧小笠町 全口径一律 2,394	7,363	207.6
φ 50		11,507	380.7
φ 75		25,880	981.0
φ 100		46,021	1,822.3

(2) 現行料金⇒新料金 増加率

2 か月当たり：税込

口径 (mm)	現行基本料金 (円)	新基本料金 (円)	増加率 (%)
φ 13	2,514	2,662	5.9
φ 20			
φ 25	2,872	4,202	46.3
φ 30	4,142	6,688	61.5
φ 40	7,363	13,926	89.1
φ 50	11,507	24,332	111.5
φ 75	25,880	68,640	165.2
φ 100	46,021	145,442	216.0

(3) 平均使用水量による比較

2 か月当たり：税込

口径 (mm)	平均使用 水量 (m ³)	現行料金 (円)	新水道料金 (円)	現行料金 との差額 (円)	増加率 (%)
φ 13	35	6,290	6,840	550	8.7
φ 20	42	7,680	8,380	700	9.1
φ 25	110	22,380	25,670	3,290	14.7
φ 30	297	67,770	75,420	7,650	11.3
φ 40	380	91,400	104,300	12,900	14.1
φ 50	1,159	287,180	317,790	30,610	10.7
φ 75	1,062	277,690	336,810	59,120	21.3
φ 100	5,502	1,390,070	1,571,120	181,050	13.0

1.5 理論流量比の採用理由

今回の料金改定では、現行料金の設定から 17 年が経過し、増加する老朽施設の更新、耐震化、物価上昇等に対応する必要があります。このため、**将来にわたり水道事業を継続するため、必要な経費を利用者間の公平性に配慮しながら確保する必要があります。**

以上より、合併時の調整を重視した現行料金の考え方から、水道料金算定要領に基づく原価配賦の考え方を優先し、基本料金については、理論流量比を用いて算定しました。

2. 答申案について

2.1 答申の結論

令和 8 年 月 日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市水道料金審議会
会 長 佐 藤 克 昭

水道料金体系の見直しについて（答申案）

令和 7 年 1 1 月 1 3 日付、菊生水第 147 号により諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申します。

記

1. 答申の結論

当審議会は、料金収入見込額の精査、口径別負担の確認、採用する料金体系及び改定時期の検討並びに収支均衡の確認を踏まえ、次の内容を最終料金案として採用することが適当であると判断しました。

項 目	採 用 内 容
料金体系	口径別基本料金及び水量別従量料金から構成される二部料金制とし、基本料金は 1 月当たり 8 m ³ の基本水量を付した口径別料金制とする。
改定時期	令和 9 年度上期は現行料金とし、下期から新料金を適用する。
平均改定率	8.5%（令和 9 年度上期据置を踏まえた実質改定率 9.5%）
料金算定期間	令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とする。
適用料金表	別表第 1 のとおり

なお、答申に至る審議過程の意見を付帯意見として付記しますので、十分な対応を要望します。

2.2 答申理由

(1) 料金改定の必要性

現行料金のままでは、将来の収支不足が生じやすく、企業債依存度の増加、更新投資等への対応力の低下が懸念される。災害対応及び安全・安心な水道水の安定給水の継続に必要な財源を確保し、健全経営の観点から、料金改定は必要である。

(2) 採用料金体系が適当であること

新たな水道料金体系は、口径別基本料金及び水量別従量料金から構成される二部料金制とし、基本料金は1月当たり8 m³の基本水量を付した口径別料金制とすることが適当である。これは、現行料金体系との連続性を確保しつつ、基本的な需要に配慮しながら、使用水量に応じた負担を求める仕組みとして妥当であり、料金体系としての明確性及び説明性の観点からも適切である。

(3) 料金算定期間及び改定時期が適当であること

料金算定期間については、更新投資、維持管理費、企業債償還その他の事業運営に必要な経費及び資金需要を中期的な視点から見通し、収支の均衡を図る観点から、令和9年度から令和13年度までの5年間とすることが適当である。

また、改定時期については、令和9年10月から新料金を適用することが適当である。これは、料金改定の内容について市民及び使用者への周知を十分に行うとともに、料金システムの変更設定、その他の必要な準備期間を確保する必要があるためである。なお、令和9年度上期については現行料金を適用することとなるが、これは改定実施に伴う実務上の対応を円滑に行うための措置として妥当である。

(4) 最終料金案の妥当性

最終料金案は、必要料金収入を確保できる水準であり、平均改定率8.5%、令和9年度上期据置を踏まえた実質改定率9.5%として妥当である。また、口径別負担について確認した結果、特段の補正を要する不合理な増加は認められず、その他、経常収支の均衡及び事業継続に必要な財源確保の観点からも適当である。

〔 付 帯 意 見 〕

1. 料金改定の実施に当たっては、改定の必要性、改定率の考え方及び使用者への影響について、様々な広報手段を活用し、市民及び使用者に対し丁寧かつ分かりやすい説明を行うこと。
2. 有収率の向上、漏水対策、施設更新の優先順位付け、維持管理の効率化、最新技術の活用検討、その他の経営改善に継続して取り組み、改定後もコスト縮減努力を徹底して進めること。
3. 社会経済情勢、水需要の動向、更新投資の進捗及び資金残高の推移を継続的に検証し、水道料金の設定については5年程度の間隔で検討する機会を設けていただきたい。

別表 新水道料金表

適用単位は2か月当たりとし、基本水量は1月当たり8 m³（2か月換算16 m³）とします。2か月当たり16 m³までの使用水量については基本料金に含むものとし、これを超える使用水量については別表の従量料金を適用します。なお、基本料金と従量料金の合計金額の10円未満については、切り捨てて請求します。

別表第1 （改定後の水道料金表） （単位：円 消費税込）

量水器 口径 (mm)	基本料金 2か月当たり	従量料金 1m ³ 当り単価			
	0～16m ³	16m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	201m ³ を超え るもの
20以下	2,662	220.0	231.0	244.2	260.7
25	4,202				
30	6,688				
40	13,926				
50	24,332				
75	68,640				
100	145,442				

別表第2 （改定前の水道料金表） （単位：円 消費税込）

量水器 口径 (mm)	基本料金 2か月当たり	従量料金 1m ³ 当り単価			
	0～16m ³	16m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	201m ³ を超え るもの
20以下	2,514	199.0	210.0	225.0	246.0
25	2,872				
30	4,142				
40	7,363				
50	11,507				
75	25,880				
100	46,021				

令和 7 ・ 8 年度 菊川市水道料金審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	佐藤 克昭	・ 佐藤経済研究所所長 ・ 中小企業診断士
2		玉澤 一雄	一般社団法人地方公会計研究センター 理事
3	水道使用者を 代表する者	伊藤 博之	菊川市連合自治会 副会長
4		清水 厚	菊川市商工会 会長
5		森下 泰孝	・ 菊川市観光協会会長 ・ 食品衛生協会菊川支部長
6		戸塚 大輔	(株)グリーンループ 管理部 課長
7		畹田 翔太郎	フジオーゼックス(株) 人事総務グループ長
8		中村 一秀	日東工業(株) 菊川工場長 兼 総務課長
9		井指 好美	J A遠州夢咲農業協同組合 菊川地区女性部部長
10		鈴木 恭子	横地保育園 園長

委嘱期間：令和 7 年 11 月 13 日から市長へ答申した日まで

菊川市水道料金審議会：審議日程

第1回

日時：令和7年11月13日

主な審議内容：菊川市水道事業の現況

第2回

日時：令和8年2月

主な審議内容：水需要予測、投資計画、試算条件、料金改定の必要性判断

第3回

日時：令和8年5月

主な審議内容：料金試算3案、影響分析（家計・口径）、案の絞り込み

第4回

日時：令和8年7月

主な審議内容：第3回審議内容補足説明、答申書（案）審議、付帯意見整理、条例改正骨子（案）、今後の議会・周知スケジュール、施行時期

第5回

日時：令和8年9月

主な審議内容：答申書の提出

3. 条例改正案（本文案）について

菊川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

菊川市水道事業給水条例（平成 17 年菊川市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 20 条関係）を次のように改める。

別表（第 20 条関係）

基本料金 (2 か月につき)		従量料金 (使用水量 1 立方メートルにつき)	
メーターの口径	金額	使用水量	金額
20 ミリメートル以下	2,662 円	16 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	220 円
25 ミリメートル	4,202 円	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	231 円
30 ミリメートル	6,688 円	100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	244 円 20 銭
40 ミリメートル	13,926 円	200 立方メートルを超える分	260 円 70 銭
50 ミリメートル	24,332 円		
75 ミリメートル	68,640 円		
100 ミリメートル	145,442 円		

備考

- 1 使用水量が 16 立方メートル以下の場合の料金は、基本料金のみとする。
- 2 この表に定める料金には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用する水に係る料金について適用し、同日前に使用した水に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和 9 年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 31 日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1 か月に満たない端数を生じたときは、これを 1 か月とする。

4. 水道料金改定スケジュール

改定時期	周知期間	改定率
令和 9 年 10 月 使用分から	令和 9 年 4 月～9 月	平均改定率 8.5% 実質改定率 9.5%

改定率の説明：平均改定率は 8.5% です。ただし、令和 9 年度上期を現行料金で据え置くため、算定期間 5 年全体で必要な収入を確保する観点では、実質的な改定率は 9.5% となります。

4.1 全体スケジュール（請求月ベース）

(1) 前期

区分	R9 4 月	R9 5 月	R9 6 月	R9 7 月	R9 8 月	R9 9 月
全体	周知 期間	周知 期間	周知 期間	周知 期間	周知 期間	周知 期間
A 地区	2・3 月分 現行料金		4・5 月分 現行料金		6・7 月分 現行料金	
B 地区		3・4 月分 現行料金		5・6 月分 現行料金		7・8 月分 現行料金

(2) 後期

区分	R9 10 月	R9 11 月	R9 12 月	R10 1 月	R10 2 月	R10 3 月
全体	改定 開始	新料金 反映期	新料金 反映期	新料金 反映期	新料金 反映期	新料金 反映期
A 地区	8・9 月分 現行料金		10・11 月分 新料金		12・1 月分 新料金	
B 地区		9・10 月分 現行料金		11・12 月分 新料金		1・2 月分 新料金

注意：令和 9 年 10 月からの改定は、令和 9 年 10 月請求分から全ての地区において新料金が適用される意味ではありません。検針・請求時期により、請求月への反映時期が地区ごとに異なります。

補足：新料金は令和 9 年 10 月使用分から適用ですが、条例上の経過措置により、施行日前から継続して使用している水道については、11 月調定確定日以前までに相当する部分について現行料金として整理します。

4.2 新料金が初めて反映される請求月

A 地区	令和 9 年 12 月請求分から	10・11 月使用分が新料金。令和 9 年 10 月請求分は 8・9 月使用分のため現行料金。
B 地区	令和 10 年 1 月請求分から	9・10 月使用分は経過措置により現行料金のため、令和 10 年 1 月請求分から全期間が新料金。

A 地区 西方地区、河城地区、横地地区、内田地区、小笠南地区、小笠東地区、町部地区のうち（緑ヶ丘・柳町自治会）、六郷地区のうち（島・下本所・下半済・小出・神尾・牛渕・牧之原上下自治会）、牧之原市（旧牧之原簡易水道区域）	B 地区 加茂地区、平川地区、嶺田地区、町部地区のうち（日吉町・宮前・西通り・本通上下・新通・初咲町・日之出町一丁目自治会）、六郷地区のうち（五丁目上下・打上・日之出町二丁目・上本所上下・上本所団地・雇用促進第 1、第 2・宮下・青葉台一、二、三丁目・仲島・県営住宅・虹の丘・つつじヶ丘）
---	--

A 地区の検針・請求サイクル

使用月	検針月	請求月	適用区分
2・3 月分	3 月	4 月	現行料金
4・5 月分	5 月	6 月	現行料金
6・7 月分	7 月	8 月	現行料金
8・9 月分	9 月	10 月	現行料金
10・11 月分	11 月	12 月	新料金
12・1 月分	1 月	2 月	新料金

B 地区の検針・請求サイクル

使用月	検針月	請求月	適用区分
3・4 月分	4 月	5 月	現行料金
5・6 月分	6 月	7 月	現行料金
7・8 月分	8 月	9 月	現行料金
9・10 月分	10 月	11 月	現行料金
11・12 月分	12 月	1 月	新料金
1・2 月分	2 月	3 月	新料金